

確約書

新見市看護学生奨学支援金(以下「奨学支援金」という。)を受給することとなったときは、新見市看護学生奨学支援金給付要綱(以下「要綱」という。)の規定並びに下記の事項を厳守することを確約いたします。

記

- 1 学校等を卒業後は、新見市内の医療機関等に看護師等としてその業務に奨学支援金を受給した月数従事すること。ただし、市長が認める場合は、学校等を卒業後、新見市外の医療機関等に看護師等として5年以内その業務に従事後、新見市内の医療機関等に奨学支援金を受給した月数従事すること。
- 2 要綱第11条及び第12条に該当する事由が生じた場合は、受給した奨学支援金について責任を持って返還すること。
- 3 奨学支援金の返還を行うこととなった場合は、保証人は対象者と連帯してその責任を負うこと。
- 4 学校等及び勤務先に対して、市が異動等に関する確認を行うことに同意すること。

新見市長様

年 月 日

対象者 住所

氏名



保証人 住所

氏名



(注意)

保証人は、実印を押印し、印鑑登録証明書(発行後3箇月以内のもの)を添付すること。

新見市看護学生奨学支援金給付要綱(抜粋)

(給付の停止)

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月分から奨学支援金の給付を停止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 学校等の課程を退学したとき。
- (3) 奨学生であることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障又は学業成績不振のため、学校等の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学支援金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学支援金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新見市看護学生奨学支援金返還命令書(様式第3号)により、給付した奨学支援金の全部又は一部について直ちに返還を命ずることができる。

- (1) 奨学生が、学校等を卒業後速やかに看護師等として医療機関等に勤務しなかったとき。
- (2) 奨学生であった者の勤務期間が、第6条第1項の規定を満たさなくなったとき。
- (3) 前条第1項第2号から第5号の規定により給付を停止したとき。
- (4) 不正な手段により給付を受けた事実が判明したとき。

2 奨学生又は奨学生であった者が、前項の規定により奨学支援金の返還を命じられたときは、速やかに返還するものとし、その保証人は連帯してその責を負うものとする。

3 市長は、前項の規定により返還を命じた奨学支援金を、奨学生又は奨学生であった者が正当な事由がなく返還期日までに返還しないときは、奨学支援金の返還期日の翌日から起算して返還する日までの日数に応じ、返還すべき額について、年利10.95パーセントを乗じて算定した額を延滞金として加算することができる。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

確約書

新見市看護学生奨学支援金(以下「奨学支援金」という。)を受給することとなったときは、新見市看護学生奨学支援金給付要綱(以下「要綱」という。)の規定並びに下記の事項を厳守することを確約いたします。

記

- 1 学校等を卒業後は、新見市内の医療機関等に看護師等としてその業務に奨学支援金を受給した月数従事すること。ただし、市長が認める場合は、学校等を卒業後、新見市外の医療機関等に看護師等として5年以内その業務に従事後、新見市内の医療機関等に奨学支援金を受給した月数従事すること。
- 2 要綱第11条及び第12条に該当する事由が生じた場合は、受給した奨学支援金について責任を持って返還すること。
- 3 奨学支援金の返還を行うこととなった場合は、保証人は対象者と連帯してその責任を負うこと。
- 4 学校等及び勤務先に対して、市が異動等に関する確認を行うことに同意すること。

新見市長様

申請書と同日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

対象者 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇番地

氏名 看護花子



シヤチハタは不可

保証人 住所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇番地

氏名 看護太郎



実印

(注意)

保証人は、実印を押印し、印鑑登録証明書(発行後3箇月以内のもの)を添付すること。

新見市看護学生奨学支援金 保証人が押印した印鑑の「印鑑登録証明書」を添付すること

(給付の停止)

第11条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月分から奨学支援金の給付を停止するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 学校等の課程を退学したとき。
- (3) 奨学生であることを辞退したとき。
- (4) 心身の故障又は学業成績不振のため、学校等の課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、奨学支援金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(奨学支援金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、新見市看護学生奨学支援金返還命令書(様式第3号)により、給付した奨学支援金の全部又は一部について直ちに返還を命ずることができる。

- (1) 奨学生が、学校等を卒業後速やかに看護師等として医療機関等に勤務しなかったとき。
- (2) 奨学生であった者の勤務期間が、第6条第1項の規定を満たさなくなったとき。
- (3) 前条第1項第2号から第5号の規定により給付を停止したとき。
- (4) 不正な手段により給付を受けた事実が判明したとき。

2 奨学生又は奨学生であった者が、前項の規定により奨学支援金の返還を命じられたときは、速やかに返還するものとし、その保証人は連帯してその責を負うものとする。

3 市長は、前項の規定により返還を命じた奨学支援金を、奨学生又は奨学生であった者が正当な事由がなく返還期日までに返還しないときは、奨学支援金の返還期日の翌日から起算して返還する日までの日数に応じ、返還すべき額について、年利10.95パーセントを乗じて算定した額を延滞金として加算することができる。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満のときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。